

物 件 調 書

物件番号	4	売払価格	1,910,000 円 (7,262 円/m ² 、 23,965 円/坪)
------	---	------	--

所在地	大前田町1551番20		
地目	雑種地	公簿面積	263.00 m ²
道路と敷地の関係	南側幅員2.2~3.2m (南:建築基準法第42条第1項第1号)		
法令に基づく制限	種類	内容	お問い合わせ先 電話番号
	都市計画区域	非線引き都市計画区域	(1) 用途地域等について 都市計画課 027-898-6943
	用途地域	無指定	
	建ぺい率	70%	
	容積率	200%	
	防火地域	指定なし	(2) 建築制限等について 建築指導課 027-898-6754
	前橋市立地適正化計画	都市機能誘導区域: 区域外 居住誘導区域: 区域外	
供給処理施設の状況	種類	内容	お問い合わせ先 電話番号
	電気	可	東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンターブル
	都市ガス	無 LPガス	
	上水道	無 -	水道局 水道整備課 027-898-3043
	下水道	無 下水道負担金: - ※下水道事業認可区域外	水道局 下水道整備課 027-898-3063
周辺公共施設	種類	内容	位置関係
	市役所等	宮城支所	物件から北へ2.5km (直線距離)
	小学校(学区)	宮城小学校	物件から北へ2.5km (直線距離)
	中学校(学区)	宮城中学校	物件から北へ2.8km (直線距離)
留意事項	※現況有姿での引渡しとなります。現地を必ずご確認ください。		
	<ul style="list-style-type: none"> 本物件敷地内外の土壌、工作物(擁壁・フェンス・埋設物等)、供給設備の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定及び隣接地権者との協議その他本物件の現況に関する事項について、前橋市は対応しません。また、土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等は行っていません。 特定用途制限地域(田園居住地区)の指定があるため、建築物の用途に制限があります。また、敷地の一部が高低差2m超、角度30度超の場合、群馬県建築基準法施行条例第5条のがけ地の可能性があります。詳しくは建築指導課審査監察係(027-898-6754)へお問い合わせください。 市道認定幅員は4m未満ですが、現況の幅員が4m以上のため建築基準法第42条第1項第1号道路と判断しています。 		

本物件の売払人	前橋市(財務部資産経営課 027-898-6654)
---------	----------------------------